

災害廃処理、国が代行

迅速化で特例法案提出へ

政府

政府は、東日本大震災で発生した災害廃棄物の処理に関し、国が直轄で事業を行うことを内容とした特例法案を今国会に提出する。とが7月7日、明らかになった。被災した自治体の首長から申請があれば、国が収集運搬、処理などを代行し、処理費用は国が全額負担する。遅れがちとされる災害廃棄物の処理を迅速かつ円滑にするのが狙い。

被災した市町村に代わって国が災害廃棄物処理するという仕組みづくりの構想は、震災後に浮上し、検討課題となっていた。一方、今月1日、4野党（民・公明・みんな・立

ちあがれ）共同で「災害廃棄物処理特別措置法案」が参議院に提出された。市町村に代わって国が処理を実施、迅速化するのが狙いで、政府案と大きな違いはないとされる。参議院は与野党がねじれているが、政府が調整作業に前向きとみられ、成立の可能性は低くない。

災害廃処理で再委託認める

7月8日、災害廃棄物処理する市町村が、処理にかかわる手続きを簡素化するため、再委託を認める特例措置を盛り込んだ廃棄物処理法施行令の一部を改正する政令が公布・施行された。

2014年3月31日までの時限的なもので、被災地で発生している災害廃棄物のみが対象。再委託の受託者

は欠格要件に該当しないなどの基準をクリアする必要がある。被災地域で、再委託を認めるよう要望して

いた宮城県や岩手県は、今回の措置を歓迎、災害廃棄物の処理の円滑化に弾みがついたとみている。